

社会福祉法人それいゆの会役員等の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人それいゆの会の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給について定める。

(定義)

第2条 この規定において、役員とは法人の理事及び監事をいう。

2 評議員とは、社会福祉法人それいゆの会定款第5条に基づき置かれる者をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等が理事会、監事会、評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときに支給する報酬の日額を別表1の定める額とする。

2 この規定により支給する報酬は、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、会議等の区分に関わらず重複して支給しないものとする。

3 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況を指導または監査の指導にあたった場合の報酬の日額は別表2の額とする。

4 全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とし、評議員の報酬は、別表1に定める額とする。

(交通費)

第4条 理事会、監事会、評議員会への出席したとき、その他法人業務に携わったときの交通費は別表のとおり支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 理事会、監事会、評議員会への出席したとき、その他法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は、鉄道賃、船賃、車賃、航空賃(急行料金、特急料金、指定席料金等を含む)に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕食食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数

に応じて支給する。

- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日当たり5,000円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、部品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。
(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

第4章 附則

(改正)

第8条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人それいゆの会理事会の議決を経なければならない。

附則

この規定は、平成20年 4月 1日より施行する。

附則

この規定は、平成23年 5月 1日より施行する。

附則

この規定は、平成25年 4月 1日より施行する。

附則

この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表 1

会議等の区分		報酬	交通費
1	理事会	5,000円	3,000円
2	監事会	5,000円	3,000円
3	評議員会	5,000円	3,000円

別表 2

区	分	報酬	交通費
経理事務指導等		10,000円	3,000円